

株式の併合に関する事後開示書面

(会社法第182条の6第1項及び会社法施行規則第33条の10に定める書面)

2026年6月16日

タカラバイオ株式会社

2026年6月16日

滋賀県草津市野路東七丁目4番38号
タカラバイオ株式会社
代表取締役社長 宮村 毅

株式の併合に関する事後開示事項

当社は、2026年5月20日開催の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）における決議に基づき、2026年6月16日を効力発生日として、当社普通株式（以下「当社株式」といいます。）15,332,374株を1株に併合することを内容とする株式併合（以下「本株式併合」といいます。）を実施いたしました。

会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第182条の6第1項及び会社法施行規則第33条の10に掲げる事項は以下のとおりです。

1. 本株式併合が効力を生じた日

2026年6月16日

2. 会社法第182条の3の規定による請求に係る手続の経過

当社株主から当社に対して、本株式併合が効力を生じた日（以下「効力発生日」といいます。）までに、会社法第182条の3の規定による請求は行われませんでした。

3. 会社法第182条の4の規定による手続の経過

当社は、2026年5月21日付で、本株式併合に関する会社法第180条第2項各号に掲げる事項を電子公告の方法により公告したところ、会社法第182条の4第1項の規定に基づき以下のとおり株式買取請求がありました。

買取請求を行った株主 1名（株式数合計 100株（併合前））

4. 本株式併合が効力を生じた時における発行済株式の総数

6株

なお、当社は、取締役会の決議をもって、当社が所有する自己株式（469株）の全てを2026年6月15日付で消却しており、本株式併合が効力を生じた時における発行済株式（端数相当株式を除く）の総数（6株）は、当該自己株式消却後の発行済株式総数（120,415,131株）及び本株式併合に係る併合比率に基づくものです。

5. その他本株式併合に関する重要な事項

- (1) 当社は、会社法第 180 条第 2 項の規定により、本臨時株主総会における決議に基づき、本株式併合を実施いたしました。
- (2) 本株式併合により、宝ホールディングス株式会社（以下「宝ホールディングス」といいます。）以外の株主の所有する当社株式の数は、1 株に満たない端数となりました。本株式併合の結果生じた 1 株未満の端数については、その合計数（合計数に 1 株に満たない端数がある場合にあっては、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の株式を、会社法第 235 条その他の関係法令の規定に従って売却し、その売却により得られた代金を株主に対して、その端数に応じて交付します。

当該売却について、当社は、本株式併合が、当社の株主を宝ホールディングスのみとすることを目的とする取引の一環として行われたものであること、及び当社株式が 2026 年 6 月 12 日をもって上場廃止となり、市場価格のない株式となったことから、競売によって買受人が現れる可能性は低いと考えられることに鑑み、会社法第 235 条第 2 項の準用する同法第 234 条第 2 項の規定に基づき、裁判所の許可を得て宝ホールディングスに売却することを予定しております。

この場合の売却価格については、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、本株式併合の効力発生の直前時点、すなわち本株式併合の効力発生日の前日である 2026 年 6 月 15 日時点の当社の最終の株主名簿に記載又は記録された各株主が所有する当社株式の数に、宝ホールディングスが当社株式に対して実施した公開買付けの公開買付け価格と同額である 1,150 円を乗じた金額に相当する金銭が、各株主に交付されるような価格に設定する予定です。但し、裁判所の許可が得られない場合や計算上の端数調整が必要な場合においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

なお、株主への端数相当株式の売却代金の交付は、本株式併合同様の他社事例における効力発生日から売却に係る一連の手續に要する期間を考慮し、2026 年 9 月中旬を目途に株主に端数相当株式の売却代金を交付することを見込んでおります。
- (3) 当社は、当社取締役会決議において、当社が所有する自己株式の全てを 2026 年 6 月 15 日付で消却することを決議し、同日付で自己株式（469 株）を消却いたしました。
- (4) 本株式併合の効力が発生したことに伴い、本臨時株主総会における決議に基づき、当社の定款は一部変更されました。

すなわち、本株式併合の効力が発生した結果、当社株式の発行可能株式総数は24株となったところ、この点を明確にするために、定款第6条（発行可能株式総数）を変更いたしました。

また、本株式併合の効力が発生した結果、当社の発行済株式総数（端数相当株式を除く）は6株となり、単元株式数を定める必要がなくなったところ、1単元100株となっていた当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第7条（単元株式数）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行いました。

そして、本株式併合の効力が発生した結果、当社の株主は宝ホールディングスのみとなり、定時株主総会の基準日に関する規定及び株主総会資料の電子提供制度に係る規定はその必要性を失ったことから、定款第12条（定時株主総会の基準日）及び第14条（電子提供措置等）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行いました。

加えて、本株式併合の効力が発生した結果、当社の株主は宝ホールディングスのみとなり、また、株式併合の実施に伴い当社株式は上場廃止となるため、会社法第165条第2項の定めに基づく取締役会決議による自己株式取得に係る規定はその必要性を失ったことから、定款第38条（自己の株式の取得）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行いました。

(5) 当社株式は、2026年6月12日付で、株式会社東京証券取引所プライム市場において上場廃止となりました。

以上